

## 新型コロナウイルスに関する情報

☎健康増進課 ☎ 893-6405

新型コロナウイルス感染症は、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない感染者が発生しています。感染拡大防止のため、市民のみなさんも次のことに注意してください。

なお、この情報は令和2年3月17日現在のものです、今後の状況により情報が変わる可能性がありますので、最新の情報は市ホームページで確認するか、お問い合わせください。

### 感染予防の知識をつけましょう

現時点では、感染者のくしゃみや咳、つば等の飛沫による「飛沫感染」、ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」が考えられます。感染予防のため、次のことを心がけてください。

- ▷せっけんやアルコール消毒液等による手洗い
- ▷正しいマスク着用を含む咳エチケット
- ▷妊婦・高齢者・持病のある人は公共交通機関の利用や人混みを避ける
- ▷換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集まることを避ける

### 発熱等の風邪の症状があるときは

学校や会社を休む等、外出を控えてください。また、毎日体温を測定して記録しましょう。

### 受診相談の目安

次の症状があるときは、下記の新型コロナ受診相談センターへ相談してください。

- ▷風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日程度続いている。  
(高齢者・妊婦・基礎疾患がある人は2日程度)
- ▷強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

### 新型コロナ受診相談センター(四條畷保健所) ☎ 878-1021 ☎ 876-4484

相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがあるときは、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介しています。受診するときは、マスクを着用し、公共交通期間の利用を避けて受診してください。

受付時間 平日 9:00～17:45 所在地 四條畷市江瀬美町 1-16

### 新型コロナウイルスに関する一般的な問い合わせ

大阪府 府民向け相談窓口 ☎ 06-6944-8197 ☎ 06-6944-7579	9:00～18:00(土・日曜日、祝日も対応)
厚生労働省電話相談 ☎ 0120-565653 (フリーダイヤル)	9:00～21:00(土・日曜日、祝日も対応)
交野市役所 ☎ 892-0121	平日 9:00～17:30 ※問い合わせ内容により関係部署へおつなぎします。

## 交野マラソン2020中止のお知らせ

☎交野マラソン実行委員会事務局 ☎ 892-7727

交野マラソン2020は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、実行委員会にて中止の判断をいたしました。数多くのマラソン大会から当大会へエントリーいただいた皆様、沿道での応援をいただいている皆様、当日の大会運営にお手伝いいただき予定であったゲームズメーカーの皆様など、参加する全ての皆様の安全を最優先した決断でありますので、ご理解をお願いいたします。

また、大会の中止に伴い、予定していました交通規制も実施しませんので、ご承知おきください。

今後は、次回大会の開催に向けて準備を進めていきますので、次回大会もぜひご参加・ご支援いただきますようお願いいたします。

### 大会中止に伴う参加料の返金

申込規約には「参加料の返金はいたしません」と明記していますが、この度の中止は特段の事項であると判断し、参加料を全額返金いたします。返金についての詳細は、大会ホームページをご覧ください。

マラソン大会には開催までに事前費用がかかるため、他大会では返金されないケースがほとんどですが、協賛企業のご協力により、全額返金が可能となりました。この場を借りまして、協賛企業の皆様に御礼を申し上げます。

大会ホームページ: <http://katano-marathon.com/>



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の額の改定

☎子育て支援課 ☎ 893-6406

両手当とも、4月から手当額が0.5%引き上げられます。受給には公的年金給付との調整や所得制限、支給要件などの条件があります。

### 児童扶養手当

対象 父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になってから最初の3/31までの児童または一定の障がいがある場合は20歳未満の児童)を養育する母、監護し、かつ生計を同じくする父、または父母以外で児童を養育する人

	全部支給 (月額)	一部支給 (月額)
本体額	43,160円 (+250円)	43,150円～10,180円 (+250円～+60円)
第2子 加算額	10,190円 (+50円)	10,180円～5,100円 (+50円～+30円)
第3子以降 加算額	6,110円 (+30円)	6,100円～3,060円 (+30円～+20円)

### 特別児童扶養手当

対象 20歳未満で、政令に指定される障がいの状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか1人)か、父母に代わって児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を維持)する人  
※障がいの程度・住所・氏名などに変更があった場合は届け出をしてください。

等級	月額
1級	52,500円(+300円)
2級	34,970円(+200円)

### 定例払い

特別児童扶養手当の定例払いは4/10(金)です。児童扶養手当の定例払いは奇数月に変更になりました。